

計画の概要

都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、こどもの貧困解消法に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定

【第3期計画期間】 令和7(2025)年度～令和11年度(2029)年度の5年間（令和9年度に中間見直し予定）

- 【計画の理念】**
- I 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
 - II 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
 - III 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

改定のポイント

- ① 保育サービス : 「量の拡大」から「保育の質の向上」に重点をおいて推進
- ② 学童クラブ : 質・量の両面で子供の居場所を確保
- ③ 子供の貧困対策 : 新たに計画の目標の1つとして設定
- ④ 子供の意見を聴く取組 : 子供を対象としたヒアリング等を実施

第2期中間見直し版からの計画事業の追加
429事業⇒498事業
(15局:102事業追加、33事業終了)

6つの目標

6つの目標		項目	
1	地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり	○妊娠・出産・子育てに関する支援の推進 ○子育て家庭を地域で支える仕組みの充実	○安心できる小児・母子医療体制の整備 ○子供の健康の確保・増進
2	乳幼児期における教育・保育の充実	○就学前教育の充実	○保育サービスの充実 ○認定こども園の充実
3	子供の成長段階に応じた支援の充実	○子供の権利擁護の取組 ○次代を担う人づくりの推進	○子供の生きる力を育む環境の整備 ○子供の居場所づくり
4	子供の貧困の解消に向けた対策の推進	○教育の支援 ○必要な支援の利用を促す取組	○生活の支援 ○保護者に対する就労の支援 ○経済的支援
5	特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実	○ヤングケアラーへの支援 ○社会的養護体制の充実 ○障害児施策の充実 ○外国につながる子供等への支援	○児童虐待の未然防止と対応力の強化 ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ○慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
6	次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備	○家庭生活と仕事との両立の実現 ○子供の安全を確保するための取組の推進 ○安心して外出できる環境の整備	○子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進 ○良質な住宅と居住環境の確保 ○子供・子育てを応援する機運の醸成

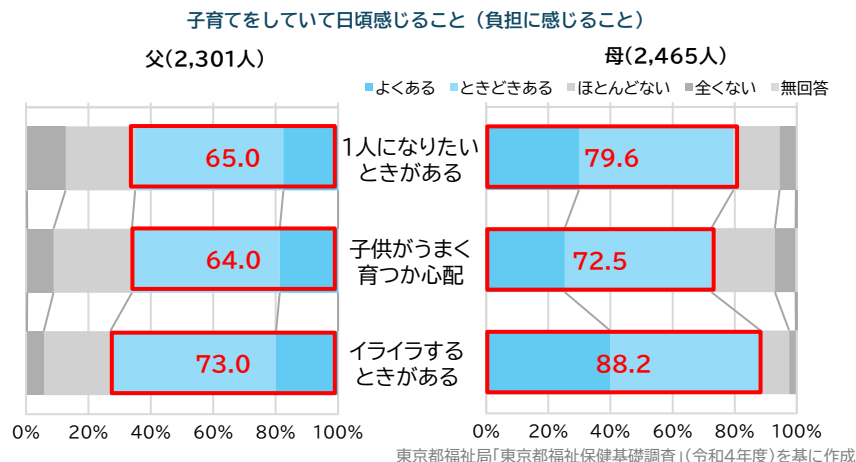
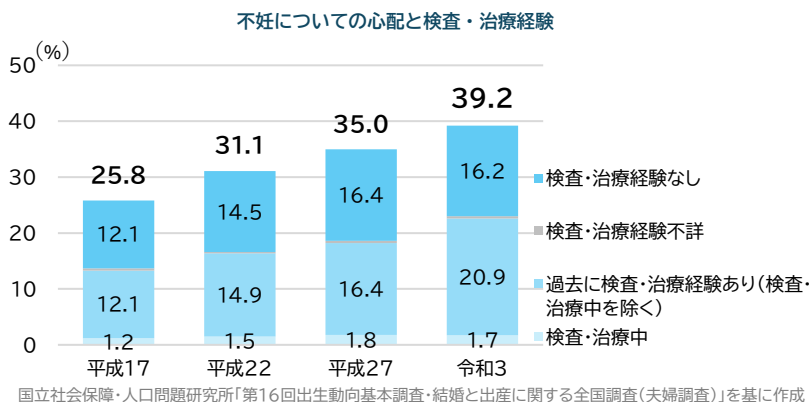
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるように、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備する。

<現状>

- 不妊について心配したことがある夫婦の割合は、増加傾向
- 若い世代の妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、正しい知識・情報に基づき自己決定できる環境の整備が必要
- 妊娠・出産を希望する女性の選択肢を広げる支援も必要

- 子育てに不安を抱える家庭は多い
- 母子保健部門と児童福祉部門が連携してサポートが必要な家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備が必要
- 妊娠期から切れ目ない支援を行い、不安を軽減する必要



<取組の方向性>

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発やAMH検査、経膈超音波検査、精液検査等への支援等を実施
- 子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つとなるよう卵子凍結への支援を実施【**拡**】
- 無痛分娩を希望する女性が、安心して出産できる環境を整備【**新**】

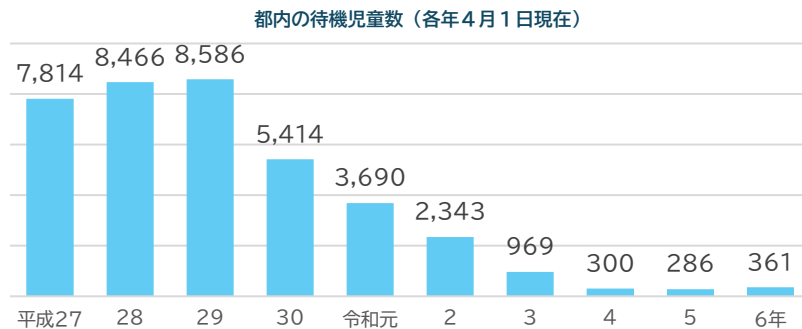
- 児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市町村を支援【**拡**】
- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、支援に取り組む区市町村を支援【**拡**】
- 妊婦や子育て家庭に対して保健師等の専門職が関わり、面談や家庭訪問等の伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠時、出産後、1歳・2歳前後の時期において育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を整備【**拡**】

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い多様な教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行う。

<現状>

- 令和4年以降、待機児童数は300人前後で推移し、待機児童はほぼ解消
- 保育の必要性のある家庭のみならず、全ての子供の育ちと子育て家庭を支援することも重要



<取組の方向性>

- 待機児童対策を中心とした「量の拡大」から、「保育の質の向上」、保育の必要性の有無に関わらない「子育ての支援」に重点を置いて施策を推進
- 保育サービスを支える人材確保は引き続き推進

質の高い保育の確保・充実

(保育の質の確保・向上の取組を推進)

- とうきょう すくわくプログラムの推進【**拡**】
 - ・幼児教育・保育のさらなる充実を図るため、実施園の拡大、プログラムの質向上に向けた支援を実施
- 保育の質や安全性の確保
 - ・地域の実情に応じて保育サービス向上に取り組む区市町村や事業者を支援
 - ・子供主体の保育の実践や不適切保育防止等に係る研修【**拡**】
 - ・第三者評価の受審促進、区市町村と連携した指導監督の実施

全ての子供の育ちの支援

(多様なニーズに対応するとともに、地域の子育て支援の取組を推進)

- 保育料の無償化【**拡**】
 - ・子育てにかかる経済的負担の軽減
- 多様な他者との関わりの機会の創出【**拡**】
 - ・保護者の就労等の有無にかかわらず定期的に預かる取組を推進
- 多様なニーズに対応する保育の充実
 - ・病児・病後児保育【**拡**】
 - ・医療的ケアが必要な児童等の支援【**拡**】

保育人材の確保・定着

(保育人材の確保を一層促進するとともに、保育所等の業務改善を推進)

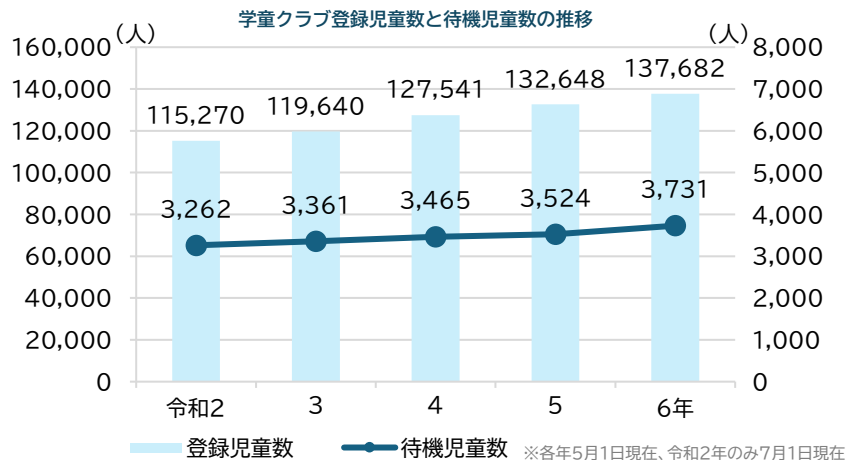
- 職場への定着を支援
 - ・宿舍借り上げ支援、メンタルヘルス研修等【**拡**】
- 職責等に応じた処遇改善
 - ・保育士等キャリアアップ研修の実施を支援、都独自のキャリアアップ補助による処遇改善
- 施設長や保育士の負担軽減【**拡**】
 - ・事務職員や保育補助者等の配置を支援

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

「未来の東京」に生きる子供たちが、自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができるようになることを目指し、誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育の実現を図る。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進める。

<現状>

- 学童クラブの登録児童数は近年増加傾向にあるが、利用申込をしたが登録できなかった児童（待機児童）も発生
- 学童クラブの設置を促進するとともに、子供や保護者の多様なニーズに応じていく必要



<取組の方向性>

- 学童クラブの整備促進、多様な居場所づくり、利用実態の適正化を支援【新】
 - ▷ 令和9年度末までに待機児童の解消を目指す
 - ▷ 令和11年度末までに登録児童数17,400人増
- 子供や保護者のニーズに応える、多様なサービスを提供する認証学童クラブ制度を都独自に創設し、国基準を上回る放課後児童支援員の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、学童クラブの質の向上を支援【新】
 - ▷ 区市町村と連携して早期の認証化を目指す

目標4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進

貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を進める。

<現状>

- 令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられないような社会をつくる」と明記
- 令和6年6月には「子どもの貧困対策法」が「こどもの貧困解消法」に改正され、目的・基本理念で養育・教育・医療と並んで多様な体験の機会を得られないことなどが「解消すべきこどもの貧困」として具体化

<取組の方向性>

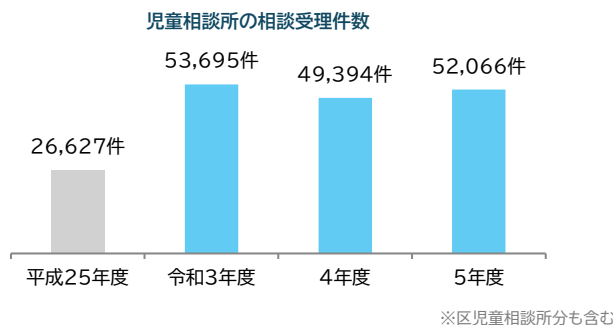
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援
- 家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や親子と一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援【新】

目標5 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

様々な環境のもとで育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進める。

<現状>

- 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談体制の強化が必要
- 区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も含めた東京全体での体制確保が必要
- 社会的養護の下で暮らす子供の最善の利益を確保するため、子供の意見を尊重できるよう、権利の啓発や意見表明等の支援により大人が意見を聴く環境を整えることも必要



<取組の方向性>

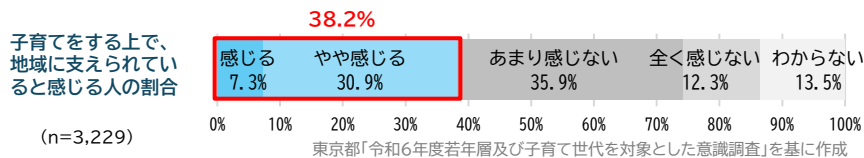
- 東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした相談事例等を共有するシステムを構築【新】
- 児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市町村を支援(再掲)
- 被措置児童等本人に対する権利や相談方法の説明訪問を拡大【拡】
- 児童相談所職員、施設職員等の周りの大人に対して、子供の権利擁護に関する説明会の内容を充実【拡】
- 児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する意見表明等支援員の導入先を拡大【拡】

目標6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

家庭生活と仕事の両立(ライフ・ワーク・バランス)が実現した社会を目指すため、性別にかかわらず育業しやすい職場環境づくりや、子育てと仕事とを両立できる雇用環境を整備する。また、安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故等から子供を守るための取組を行う。さらに、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成する。

<現状>

- 子育てをする上で地域に支えられていると感じる人は約4割
- 子供・子育て支援をNPO等を含めた社会全体で推進する必要



<取組の方向性>

- NPO等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置付け、効果的な事業を展開するNPO等に対し、財政支援等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推進【新】
- 東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て応援とうきょうパスポート事業など社会全体で子育てを応援する機運を高める取組を実施